

令和元年第3回東広島市議会定例会について

1 会 期

令和元年8月30日（金）から9月18日（水）まで（20日間）

2 一般質問

（1）日 程

令和元年9月10日（火）から9月13日（金）まで

（2）質問者、質問項目（教育委員会関係）

別紙のとおり

3 議案等（教育委員会関係）

（1）報告事項

- ア 第6次行政改革実施計画 平成30年度進捗状況（教育委員会関係分）について
- イ 平成30年度指定管理者モニタリング・評価結果（教育委員会関係分）について
- ウ 平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査の結果について

（2）議案

- ア 公の施設の指定管理者の指定について
- イ 令和元年度東広島市一般会計補正予算（第3号）（教育委員会関係分）

令和元年第3回東広島市議会 教育委員会関係一般質問

質問者	質問項目	担当	答弁者
池田 隆興	1 令和時代の東広島市発展の施策について (2) 私が考える5つの重点施策について イ 本市が地方都市を代表する教育・文化都市として地位の向上を目指すために、大学などと連携した具体的な取り組みを考えているのか。	指導課 文化課 政策企画部	松尾副市長
竹川 秀明	1 第五次総合計画基本構想の市を取り巻く社会情勢の変化の対応について (1) 「持続可能な開発目標である「SDGs」の本市の取組みについて ウ 「SDGs」の理念と推進の必要性を多くの市民に周知し、理解してもらうための施策について	指導課 政策企画部	市長
景山 浩	2 主権者意識を高める取り組みについて (1) 市政への関心を高める取り組みについて イ 市内学校で市政について出前講座などのくらの頻度で実施しているのか。	生涯学習課	生涯学習部長
	(2) 教育課程における取り組みについて ア 生涯学習の項目に主権者教育を含めることについて イ 小学校の社会見学で市庁舎や議場見学を実施することについて ウ こども議会等を開催し、児童あるいは生徒固有のテーマについて議論する場を設けることについて	指導課 生涯学習課	教育長
貞岩 敬	2 学校教育における新学習指導要領について (1) 新学習指導要領について ア 新学習指導要領の完全実施にあたって、本市の教育活動の変更点を伺う。 イ 小学校における英語科授業のための体制は整っているか伺う。	指導課	教育長
	3 龍王小学校区について (1) 龍王小学校区の現状について イ 幼児や小学生が増加している地域であるが、子どもたちの交通の安全のためにやっている取り組みを伺う。	教育総務課 総務部	学校教育部長
宮川 誠子	1 教育の本質を問う (1) 学校は子供を守れているか ア 今でも日本の学校は富国強兵システムを維持している。認識を問う。 イ 社会の全ての問題の根源は、子供から子供時代が奪われていることにある。認識を問う。 ウ 不登校が問題なのではなく、行きたくない学校になっていることが問題ではないか。認識を問う。	指導課	教育長
	(2) 学校の「当たり前」をやめた、千代田区麹町中学校の改革 ア 宿題は必要ない。 イ 中間・期末テストは廃止。 ウ クラス担任は廃止。		
	(3) 学校は何のためにあるのか。 ア 自律的学びとは。 イ 秩序の裂け目がなければ、人は考えない。 ウ 学歴差別をなくそう。		
牛尾 容子	1 地域包括ケア体制推進事業 認知症施策について (1) 普及啓発・本人発信支援について ウ 認知症に優しい図書館事業について	生涯学習課 健康福祉部	生涯学習部長
片山 貴志	2 子供を育てる環境について (2) 教員の労働環境改善について ア 教員の勤務実態について問う。 イ 教員の労働環境の改善方法について問う。 ウ 教育現場の支援員及び補助員の現在の状況を問う。	学事課 指導課	学校教育部長
	3 スポーツ振興について (2) 東広島のスポーツ団体等への支援について ア 現在の支援内容について問う。 イ 地域のスポーツ活動の活性化の方向性について問う。	スポーツ振興課	生涯学習部長
	(3) スポーツツーリズムについて ア 東広島市におけるスポーツツーリズムの現況について問う。 イ 重点を置くべきスポーツと本市の組織体制の連携方式について問う。		

答弁内容（令和元年第3回定例会）

■質問者 池田議員 ■担当 政策企画部、学校教育部、生涯学習部

■質問事項 1 令和時代の東広島市発展の施策について
(2) 私が考える5つ重点施策について

イ 本市が地方都市を代表する教育・文化都市として地位の向上を目指すために、大学などと連携した具体的な取り組みを考えているのか。

■質問要旨

本市には日本を代表する教育・文化として、西条の酒造り文化、広島大学の教育などがある。本市で教育の国際会議を開くことができれば、本市の文化的価値が全国に評価され、「第四次東広島市総合計画」のメインスローガンである「未来にはばたく国際学術研究都市」の代表事例が実現すると考える。また、東広島芸術文化ホールくららや、建設中の新東広島美術館があるが、これらの施設の建設のみならず、今後、市としてさらに教育・文化都市を実現するためには、広島大学をはじめとする市内の大学と連携して、教育・文化のレベルアップに取り組むことが重要であると考え、教育・文化都市としての地位向上につながる何か具体的な取り組みがあるのか伺う。

●答弁

本市は、酒蔵に代表される歴史、文化遺産や、広島大学をはじめとした多くの試験研究機関を有しており、こうした本市ならではの強みや、これまで培われてきた伝統的教育を活かし、教育・文化都市として発展するポテンシャルを有しています。

中でも、本市最大の強みである大学においては、幅広い分野での教育・研究活動が行われており、本市においては、こうした大学の有する知的資源等を活用し、教育・文化・福祉・産業等あらゆる分野において大学と連携した取り組みを行っているところでございます。

はじめに、議員ご提案の「本市における教育の国際会議の開催について」でございますが、4つの大学を有する本市では、教育に関する学会など様々な分野における学術会議が開催されており、国際会議につきましても、日本政府観光局の統計によりますと、平成29年の開催件数は21件で、中四国地域では、広島市、岡山市について3位となっているところでございます。こうした会議には、国内外から多くの研究者や関係者が来訪し、本市の知名度向上や、学園都市としてのブランド力の向上につながるとともに、本市の教育や文化の振興にも寄与しているものと考えております。

今後も本市が、国内外に開かれた学術・技術の情報発信基地となるよう、大学や関係機関と連携し学会等の開催支援に取り組むとともに、情報発信の強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、教育・文化都市としての地位向上につながる、具体的な取り組みについてですが、まず、学校教育におきましては、大学や研究機関などと物的・人的連携の推進により、子どもたちの理数教育分野への興味や関心を喚起する取り組みを進めるとともに、最先端の研究体験等を通じて創造性を伸ばす教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

一例ではございますが、科学の芽育成講座における大学から講師等を招聘しての専門的な知識や技術を活用した出前講座や、中学生キャンパス体験学習における大学での講義体験や施設見学に、今年度から着手したところでございます。

また、教職員が、時代に応じた様々な教育課題に対応できるよう、大学という知的資源が身近にあることを活用し、さらなる指導力の向上を図ってまいりたいと考えております。

芸術文化の振興につきましては、今後、市民の皆様の多様な芸術活動の支援事業を推進し、地域の芸術活動の活性化を図っていくための検討会議を新設することとしており、その際に、大学等の専門家の参画を図って参ります。

答弁内容（令和元年第3回定例会）

新設する美術館では、例えば大学が所蔵する美術作品を美術館職員が調査し、所蔵作品のコレクション展を、大学と連携して開催するといった事業などを検討して参ります。

一方、文化財の保存・活用に関しましては、歴史的価値を明らかにするための詳細な調査研究と検討のため、広島大学をはじめとする各方面の研究者と引き続き調査研究活動を進めることとし、特に注目度の高い西条酒蔵通りにつきましては、現在、伝統的建造物の調査を広島大学に委託し実施しており、今後、保存活用策を検討する際には、大学の専門家等との連携を一層図りながら、事業を推進することとしております。

今後もこうした大学の知的資源等を活用し、本市のブランド力の向上や、特色ある教育、文化の振興に取り組んでいくことにより教育・文化都市としての地位の向上に努めてまいりたいと考えております。

答弁内容（令和元年第3回定例会）

■質問者

竹川議員

■担当

学校教育部

■質問事項

- 1 第五次総合計画基本構想の市を取り巻く社会情勢の変化の対応について
（1）「持続可能な開発目標」である「SDGs」の本市の取組みについて
ウ 「SDGs」の理念と推進の必要性を多くの市民に周知し、理解してもらうための施策について

■質問要旨

「SDGs」と地方創生の推進に向けた取り組みとして、カードゲームを活用したワークショップがある。SDGsに関して、一般的な認知度も徐々に高まっているが、SDGsはグローバルな課題解決だけを目的にしているものと捉えている人も少なくない。ワークショップ等により、地域の課題を身近な課題として捉えなおし、自分事化していくプロセスは、SDGsを推進していく上で重要な意義を持つと考える。出前講座により、SDGsのカードゲーム等のワークショップを展開していく考えはあるのか、市の考えを伺う。

また、小中学校の児童・生徒のためのSDGsを展開していく考えはあるのか、市の考えを伺う。

●答弁

教育の分野では、現在持続可能な開発のための教育であるESDに取り組んでおり、例えば、環境保全を目的として社会科や総合的な学習の時間において川の水質調査を実施し、地域の自然の中で授業を行うなど、SDGsの達成に向けた意識の醸成に取り組んでいるところでございます。

今後も児童・生徒の発達段階を考慮し、全ての教育活動を通じて学習指導要領に明記されている「持続可能な社会の創り手」の育成を目指す取組を継続的に推進してまいります。

答弁内容（令和元年第3回定例会）

■質問者

景山議員

■担当

生涯学習部

■質問事項

2 主権者意識を高める取り組みについて

（1）市政への関心を高める取り組みについて

イ 市内学校で市政について出前講座などどのくらいの頻度で実施しているのか

■質問要旨

市内学校で市政について出前講座などどのくらいの頻度で実施しているのか

市役所の職員が市内の小中学校に出向いて、市政に関する出前講座を行っているのか伺う。

また、実施している場合は、どのくらいの頻度で実施しているのか伺う。

●答弁

本市の生涯学習まちづくり出前講座は、市民の皆さまの聞きたい、知りたい内容をメニューの中から選んでいただき、市の職員または公的機関・団体の職員などが講師となり、希望する会場へ出向いて、各種講座を開設しています。

講座内容は、毎年、変化する社会課題に対応できるよう編成し直し、約100講座を提供しているところです。年間の講座開催数は平均して約240件で、約8,000人の参加があり、広く市民の皆さまにご利用いただいております。

そのうち、市政についての出前講座は、平成30年度では52講座を提供しており、講座開催数は173件、延べ6,545人にご参加いただいているところでございます。

市内小中学校での開催状況は、小学校13校で18件、中学校5校で5件となっており、講座の内容は、「認知症サポーター養成講座」を5つの小学校と3つの中学校で開催し、「ごみ減量出前講座」を4つの小学校で、「川を通じて地域の環境を学ぶ」を4つの小学校、その他「おいしい水ができるまで」などの講座を開催しております。

小中学校での実施頻度としましては、年間平均30件程度開催しているところです。

答弁内容（令和元年第3回定例会）

- 質問者 景山議員 ■担当 学校教育部、生涯学習部
- 質問事項 2 主権者意識を高める取り組みについて
(2) 教育課程における取り組みについて
ア 生涯学習の項目に主権者教育を含めることについて
イ 小学校の社会見学で市庁舎や議場見学を実施することについて
ウ こども議会等を開催し、児童あるいは生徒固有のテーマについて議論する場を設けることについて

■質問要旨

- ア 生涯学習の項目に主権者教育を含めることについて
第2期東広島市教育振興基本計画の生涯学習の項目において、主権者教育に取り組むことはできないか。教育委員会の考えを伺う。
- イ 小学校の社会見学で市庁舎や議場見学を実施することについて
市政への関心を高めてもらうためにも、小学校の社会見学で市庁舎や議場見学を実施することを取り入れてみてはどうだろうか。教育委員会の見解を伺う。
- ウ こども議会等を開催し、児童あるいは生徒固有のテーマについて議論する場を設けることについて
身近なことをテーマに、児童・生徒が議論する場として、こども議会等を開催してはどうかと思う。教育委員会の見解を伺う。

●答弁

「第2期東広島市教育振興基本計画」は、先の第2回市議会定例会におきまして御議決をいただき、策定を終えましたことから、今後はその具体的な実施に向けまして、第5次学校教育レベルアッププランや東広島市生涯学習推進計画などのいわゆる実施計画の策定に向けて、作業を進めているところでございます。

議員からご提案のございました、「生涯学習の項目に主権者教育を含めることについて」でございます。生涯学習の推進にあたっては、教育振興基本計画で、「人々が生きがいをもって社会に参加し、地域社会の活力を維持・向上させることとなるよう、人々の暮らしの向上と社会の持続的発展に向けた地域課題解決のための学びを推進すること」としております。これに基づき、今後とも、地域の求めに応じて実施する「生涯学習まちづくり出前講座」等の活用を図りながら、身近な市政の関心を高めるとともに、主権者教育についての意識の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「小学校の社会見学で市庁舎や議場見学を実施すること」についてでございます。現在、小学校中学年の社会科の学習において「公共施設の働き」を扱うことになっており、平成30年度には、近隣の4校の小学校が遠足や社会見学において市庁舎を見学しております。

また、来年度から実施される新学習指導要領における小学校第3学年社会科の内容には「市役所の位置と働き」を扱うことが新たに明記されており、今後さらに市庁舎を見学する小学校が増加することが予想されます。

なお、先月、市庁舎において新規採用から5年目の教員を対象にした研修を実施いたしました。その際、フィールドワークとして教員が市庁舎及び議場の見学を行い、併せて教員に対し、遠足や社会見学等において積極的に市庁舎や議場見学を行うよう依頼したところでございます。

今後も引き続き、来庁時のマナー指導を含め、市庁舎や議場見学を実施することについて働きかけ、子供達の市政への関心を高めていきたいと考えております。

次に、「こども議会等を開催し、児童あるいは生徒固有のテーマについて議論する場を設けること」についてでございます。子ども議会は、児童生徒が他者と連携・協働しながら、社会の構成員の一人として主体的に課題解決を図る力を高めることができる貴重な取組だと捉えておりますが、議会を含め全

答弁内容（令和元年第3回定例会）

序的な取組として推進していく必要があると考えております。

一方、学校においても主権者意識を高める学びは多くあり、例えば、日々の学級生活に必要な係活動について議論し、役割分担を決定し協力しながら学級を運営していく取組。仲間意識を育む会の企画立案について、複数の学級が合同で意見交流し、自分たちで運営していく取組。そして、よりよい学校や地域にするために子供達が様々な企画やアイデアについて議論し、保護者や地域住民に提案、再度議論する中で合意形成を図る取組をしている小中学校もございます。

この度の学習指導要領の改訂では、主権者教育の充実が掲げられており、主権者として積極的に社会参画する力の育成が重視されております。教育委員会といたしましては、子どもたちの発達段階に応じた主権者教育の取組を充実させるよう各学校を指導してまいります。

答弁内容（令和元年第3回定例会）

- 質問者 貞岩議員 ■担当 学校教育部
■質問事項 2 学校教育における新学習指導要領について
(1) 新学習指導要領について
ア 新学習指導要領の完全実施にあたって、本市の教育活動の変更点を伺う。
イ 小学校における英語科授業のための体制は整っているか伺う。

■質問要旨

小学校では来年4月より、中学校では再来年4月より新学習指導要領が完全に実施される。「生きる力～学びのその先へ～」という理念のもと、これまでとは大きく変わる部分がある。

ア 新学習指導要領の完全実施にあたって、本市の教育活動の変更点を伺う。

新学習指導要領の完全実施にあたり、本市のこれまでの教育活動と大きく変わる点を伺う。

イ 小学校における英語科授業のための体制は整っているか伺う。

小学校における英語科授業について、平成30年第1回定例会の代表質問の時点では、小学校の教諭の英語科教員免許状の取得率は6%程度であったが、その後、向上したのか伺う。

また、英語科授業のための体制は整っているのか伺う。

●答弁

まず、「新学習指導要領の完全実施にあたって、本市の教育活動の変更点を伺う」についてでございます。

まず、新学習指導要領の三つの基本方針について申し上げますと、一つ目は、社会と連携・協働し、教育を効果的に展開するために、学校内外のあらゆる資源の活用に努める「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すこと。

二つ目は、変化の激しい今後の社会を担う児童・生徒に必要な資質・能力の育成を目指す「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めること。

三つ目は、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていく「カリキュラム・マネジメントの充実」を図ることとされております。

また、児童・生徒に、知・徳・体にわたる「生きる力」を育むために、全ての教科等の目標及び内容が今回、新たに「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力で整理されたことが特徴でございます。

その他、新学習指導要領における教育内容の主な改善事項として、言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、体験活動の充実、外国語教育の充実が挙げられております。

こうした中において、特徴的なものとして、本市においては、いち早い取組として「理数教育の充実」に関わり、児童生徒の理科、算数・数学に対する興味・関心を高め、理数好きな子どもの育成を図るために、大学や企業と連携し、26の出前講座からなる「科学の芽育成講座」を、本年度より開始しております。

また、この度の改訂により、「プログラミング教育」が導入されました。これは、児童がプログラミングを体験しながら、コンピューターに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動であり、例えば、算数、理科、総合的な学習の時間の中で実施するよう例示されております。

これを受け、移行期間中に既にプログラミングソフトを活用し、体験活動を行っている学校や、プログラミングの研修を進めている学校もございます。本市におきましては、先行的に実施している学校の取組実践を支援し、全小学校でのプログラミング教育が充実するよう努めて参ります。

次に、「小学校における英語科授業のための体制は整っているか伺う」について、ご答弁申し上げます。

答弁内容（令和元年第3回定例会）

す。

現在、小学校教諭の英語科教員免許状の取得率は約8%となっており、昨年度の6%から増加しております。英語の専門性を有する小学校教員は依然として少なく、専門性については研修等を通してさらなる向上を図っていきたいと考えております。

小学校高学年外国語科におきましては、基本的には学級担任が指導するため、本市としましては、大きく3点のことについて、体制整備を推進しているところでございます。

まず1点目としては、英語を母語とする外国人を授業で活用できるよう、昨年度夏からJETプログラムの外国語指導助手を6名から19名に増員いたしました。このことにより、これまで以上に小学校において充実した指導が可能となり、児童・教員ともに英語に触れる機会が大幅に増加いたしました。

2点目としては、来年度から開始する外国語科の指導内容の周知・徹底を図るため、研修を行っているところでございます。学習指導要領移行期間中に、年間指導計画を各小学校に示すとともに、全ての小学校を指導主事が訪問し、実際の授業を通して継続的な研修を進め、指導体制を整えているところでございます。

3点目としては、デジタル教材等の活用を図るところでございます。現在は文部科学省より配付されたデジタル教材や補助教材を使用しているところでございますが、来年度からは検定教科書を使用することとなります。本市としましては、引き続きデジタル教材等を整備し、英語の音声や映像が活用できる体制を整えるなど、支援して参ります。

また、国においては、小学校英語の専科教員を配置する動向もございますので、その活用も併せて考え、本市の小学校外国語教育が充実するよう、体制の整備を図って参りたいと考えております。

教育委員会といたしましては、来年度の小学校、再来年度の中学校の新学習指導要領の完全実施に向けて必要な準備を進めているところであり、市内の全教職員がスタートから充実した授業ができるよう、全力を挙げているところでございます。

答弁内容（令和元年第3回定例会）

■質問者 貞岩議員 ■担当 総務部、学校教育部
■質問事項 3 龍王小学校区について

（1）龍王小学校区の現状について

イ 幼児や小学生が増加している地域であるが、子どもたちの交通の安全のために行っている取り組みを伺う。

■質問要旨

幼児や小学生が増加している地域であるが、交通量が多いことで子どもたちの登下校が危険な状態である。交通の安全のために行っている取り組みを伺う。

●答弁

まず、ハード面での取り組みといたしましては、小学校からの要望等をもとに、各関係部署や警察等の関係機関に改善を依頼し、いくつかの箇所で改善が進んでおります。

具体的には、開校時期に併せて、龍王小学校正門前の信号機の設置や、市地踏切南側の交差点に横断歩道の設置を行った他、その後も、小学校北側の市道寺家北線と有吉湯谷迫線との交差点部分の横断歩道の書き換えや、その東側の交差点に横断歩道を新設するなど、通学路の改善に努めております。

次に、ソフト面での取り組みでございますが、諏訪面跨線橋南側でございます県道吉川西条線と市道本町上寺家線交差点での交通指導員による登校時の早朝街頭指導のほか、全児童を対象とした交通安全教室に加えて、新1年生を対象とした基本的な交通ルール及び4年生を対象とした自転車に関する交通安全教室及び新1年生の保護者を対象とした旗振りに関する指導教室を実施しております。

さらに、反射材や自転車運転のルールやマナーを記載した冊子を配布しております。

加えて、日々の登下校時に、教員が踏切や交通量の多い交差点等の危険個所に立って見守るとともに、保護者の方によるPTA活動の一環としての交通指導や、地域の方々に見守り隊として児童と一緒に通学路を歩いていただくなど、手厚い安全指導を行っていただいているところでございます。

さらに、通常の交通安全教室に加えまして、全学年を対象にJR安全教室を実施し、JR社員の方から、踏切の渡り方や緊急時の対応の仕方等について学ぶ機会を設け、児童が安全に登下校できるよう指導をいただいております。

今後とも、ハード面での改善を進めるとともに、様々な形での交通安全指導を通じて、児童一人ひとりの安全意識の向上を図り、登下校時の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

答弁内容（令和元年第3回定例会）

■質問者
■質問事項

宮川議員

■担当

学校教育部

1 教育の本質を問う

（1）学校は子どもを守れているか。

ア 今でも日本の学校は富国強兵システムを維持している、認識を問う。

イ 社会の全ての問題の根源は、子供から子供時代が奪われていることにある、認識を問う。

ウ 不登校が問題なのではなく、行きたくない学校になっていることが問題ではないか。認識を問う。

（2）学校の「当たり前」をやめた、千代田区立麹町中学校の改革

ア 宿題は必要ない。

イ 中間・期末テストは廃止。

ウ クラス担任は廃止。

（3）学校は何のためにあるのか

ア 自律的学びとは。

イ 秩序の裂け目がなければ、人は考えない。

■質問要旨

（1）学校は子どもを守れているか。

戦争、犯罪、差別など社会の全ての問題は、子供時代に子供が守られていないことに起因する。学校は子供の思いを優先し、居心地の良い空間になっているかを問う。

ア 今でも日本の学校は富国強兵システムを維持している、認識を問う。

イ 社会の全ての問題の根源は子どもから子ども時代が奪われていることにある、認識を問う。

ウ 不登校が問題なのではなく、行きたくない学校になっていることが問題ではないか。認識を問う。

（2）学校の「当たり前」をやめた、千代田区立麹町中学校の改革

公立中学校である麹町中学校は、子どもの学びを向上させる観点から、目的に即した手段を選ぶために、これまでの当たり前と思われてきたことを改革した。認識を問う。

ア 宿題は必要ない。

イ 中間・期末テストは廃止。

ウ クラス担任は廃止。

（3）学校は何のためにあるのか

学校は、社会の中でより良く生きていけるようになるために学ぶ場であるはずだが、現在ではこの目的が忘れ去られているのではないか。改めて学校の目的や学びの本質を問い直す。

ア 自律的学びとは。

イ 秩序の裂け目がなければ、人は考えない。

●答弁

まず、「学校は子どもを守れているか」についてです。

宮川議員が、富国強兵システムという表現を用いられております、日本の学校の授業システムについての認識でございます。

我が国の教育は、明治以来、欧米諸国に追いつくために、国民を一定の教育レベルまで、いかに効率よく育成するかということを追求めてまいりました。

以来、多人数を効率よく指導する一斉授業という方式は、我が国の伝統として定着し、国民の教育水準の向上に大きな役割を果たしたと言えます。

一方で、この方式に対しての批判は、戦後何度も繰り返され、プログラム学習やティーム・ティーチングなどの教育方法が導入されたこともございましたが、この一斉学習方式は教師だけでなく、子どもや保護者の意識に、幅広く定着してまいりましたことから、課題や限界は指摘されつつも、現在におきましても教授方法の中心となっております。

社会の要請から、年々教育内容が新しく加わる中で、効率は無視できないとしても、多様化する教育

答弁内容（令和元年第3回定例会）

へのニーズや子どもの実態への対応という面におきまして、現在の授業システムに改善の必要性があることは、否めないものと認識しております。

学校という世界も、テクノロジーの進展と無関係なはずはございません。そして、それは単に、ICT機器を導入したからよしとできるようなものでもございません。

近年、個別に対応する教育の重要性が叫ばれ、AIによる個別データの蓄積と、分析による個別最適化の教育（アダプティブ・ラーニング）が、国において構想されるなど、進化したテクノロジーを活用した、新しい時代の学校の在り方が議論されつつあります。

今後は、そうした最先端の科学技術を活用しながら、画一的な指導方法がどこまで柔軟にできるか、難しい課題ではありますが、キーポイントになってくるものと考えております。

そして、新たな教育スタイルを取り入れることで、一人一人の子どもにあった生き方や才能を見つけ伸ばしていくことは、これからの学校の役割だと考えております。

次に、「社会の全ての問題の根源は、子供から子供時代が奪われていることにある。」との御指摘についてでございます。

子どもたちには、成長する過程で経験しておくべき生活体験がございます。昔から、子どもにとりましては、遊びも学習であるといわれてまいりました。その中で子どもは、好きなことを見つけ、社会性を身につけていくからでございます。

しかし、現代社会におきましては、少子化や地域における人間関係の希薄化によって、自然とのふれあいや多人数の中でのコミュニケーションなど、子ども時代に経験しておくべき体験の機会が減っております。

その中で、他人や弱者への思いやり、惻隱の情といった日本人の美德とされている資質を身につけにくくなっている面があるものと考えており、今日の社会の様々な問題の背景には、このような「子どもらしく過ごすことが減っている」ことがあるのではないかと思うところでございます。

議員は、子どもの時に子どもらしく大切に育てられることに触れられておりますが、善悪のけじめや人に迷惑をかけないなどの規範意識は、昔から、子どもの時から理屈抜きで教えることが大切でございます。

その一方で、子どもの興味や関心、好奇心といった将来につながるであろう大切な資質は、一人の人間として尊重され、大切にされる中でこそ、健全に伸びていくものと考えております。

子どもらしく育てることの責務は、まずは家庭が負うべきものと考えておりますが、今の状況の中で、子どもたちが社会性を育む場としての役割は、昔も今も、学校がその多くを担っております。

例えば、学校における休憩時間は、現代の子どもたちにとって、社会性を育む大切な場でございますし、各種の学校行事や部活動の大会参加なども、人格形成に大きな意義がございます。

ともすると、大人は子どもに対して、自分の経験から同じような道を選択させようとしたり、自分の経験によって子どもが会おう体験や進路を決めつけたりしがちであります。

保護者とともに教師も、子どものすぐそばにいる大人として、自らにこうした傾向があることを留意し、そして自戒し、子どもたちの健全な成長のために、豊かな経験の場を整えることこそが肝要なのではないでしょうか。

次に、「行きたくない学校になっていることが不登校の原因ではないか」との御指摘についてござ

答弁内容（令和元年第3回定例会）

います。

学校という場が、子どもたちにとって、心から楽しめ、居心地がよく、好んで行きたい空間であってほしいとは、私も議員同様に、心から願っているところでございます。

そして、一方的に苦痛や忍耐を強要される時間であってはならないとも考えております。

不登校は、子どもに問題があるのではなく、学校というシステムに問題があるのではないかとのご指摘でございますが、学校生活の中には、楽しみだけでなく、一定の我慢や忍耐力を伴うものがあることが事実でございます。

もともと、不登校の原因には、学校生活だけでなく、人間関係や家庭内の問題など、複数の要因が複雑に絡んでいる傾向があり、その原因を学校というシステムだけに帰結させる考え方は採っておりませんが、不登校の子どもの中に、学校が苦痛を耐える場でしかないとの感じ方があることは想像できるところでございます。

一方で、最近、増加傾向にございます不登校問題の背景には、先程述べました生活体験の不足や社会性の低下と共に、学校に通うことを第一義的に捉えない、社会と保護者の考え方の変化も要因の一つであると考えております。

そうした社会の変化の中にあっても、「自分に合った生き方や才能を見つけ、育てる」のが学校の役割であり、そのためには、子どもたち個々の資質や適性に対応した柔軟なカリキュラムと学校生活上の配慮が必要でございます。

本市では、今年度から、広島県教育委員会と連携して、学校内に不登校生徒のための特別ルームを設置し、一人一人の思いに寄り添う取り組みを複数の中学校で開始しております。

教員の増員や支援者の確保が課題ではございますが、不登校生徒にとりまして、学校の中に作られた心地よい居場所となり、不登校状態の改善につながることを、切に期待しているところでございます。

次に、二つ目の御質問の「学校のあたりまえを見直すこと」についてでございます。

御紹介いただきました東京都の麴町中学校の事例は、公立学校におきましても、柔軟な運営の在り方が可能なことを事実で示した好事例として、全国的に注目を集めている実践でございます。

とりわけ、宿題や定期テストの廃止という手法は、生徒指導と進路保障を両立させるために確立されてきました我が国の伝統的な中学校運営の在り方に、風穴を開けたともいえるものであり、注目すべきは、そうした画期的な取り組みが、一人の校長の構想を起点に、全教職員によってなされていることでございます。

その中でまず、麴町中学校の実践にかかわって、「宿題をどう考えるか」ということについてでございます

宿題にもいろいろな内容がございますが、やはり一番大切なものは、その日に習ったことの復習です。学習内容の定着のためには、一定の反復練習が不可欠であります。授業時間だけでは、なかなかその時間が確保できないこともあり、基礎学力の定着のためには欠かすことはできないものでございます。

個々の実態に応じまして課題を示すのが理想的であり、教師は様々に個に応じる工夫をしておりますが、実務的には限界があり、一律に示すこととなりますことが現場の悩みともなっております。

家庭で一定時間学習する習慣を身につけることが、家庭学習のねらいでございます。各学校では年齢

答弁内容（令和元年第3回定例会）

が上がるにつれ、家庭学習の内容も、他律的なものだけでなく、自ら内容を決める自律的なものを含めるようにしており、いわゆる自由勉強や読書などがそれにあたります。

もし毎日の宿題がなくなれば、子どもたちの生活にはゆとりが増えるとは思いますが、そのことがどの子にもプラスになるかどうか、家庭での生活リズムや習慣に課題があるケースも含めまして、正直なところ疑問も感じるところでございます。

次に、「中学校の定期テスト」についてでございます。

いわゆる中間・期末のテストは、各教科・各教材の学習が終わって、一定の時間的経過があることから、生徒には、日々の継続した努力が求められるところであり、その意味では、宿題とセットになる考え方でございます。

これに対し、一つの教材のまとまりが終了した直後に行います単元テストは、小学校で実施しております方法ですが、中学校での実施も可能でございます。御指摘のように、学習のまとまりごとに自分の学習の結果が確認できるという良さがございます。

私たちが子供だった時代から、定期テストは中学校の象徴のような存在でございましたが、その背景には、義務教育の最終段階である高校受験へ向けまして、小学生とは違う、一段高度な学習方法を身につけさせたいという思いがございます。

学校におけるテストは、単元テストであれ、定期テストであれ、通知表の評価につながることは事実であるにしても、子どもが自らの学習状況を把握し、課題解決に向かって努力する意欲と習慣を持たせることに大きな意義があることを、教師は忘れてはならないと考えております。

次に、「学級担任を廃止して全員担任制度をとっている」ことについてでございます。

一般に、中学校は小学校と異なり、担任の授業時間は限られており、部活動の担当も大きな役割がありますことから、御指摘のような担任の影響は、小学校ほどではないと言えます。

市内の各中学校では、学級担任は決めておりますが、担任のない教員は、副担任として特定の学年に位置づきます。このことは、教科によって教員が変わるという中学校教育の特質でもありますが、思春期を迎え、不安定な時期の中学生に対し、より多くの目で様子を見ていく複眼的生徒理解が必要だからでございます。

自我の確立と共に、自分だけの相談相手を求める心情も強くなるこの時期に、できるだけ多くの教師が生徒にかかわることは大変重要なことと考えており、その意味で麴町中学校の実践は、注目に値するものでございます。

麴町中学校の工藤校長先生の例でも分かりますように、校長には大きな権限がございます。法的な規定のない宿題や定期テスト、学校行事など、習慣的に定着しているものを変えることもできます。

しかし、通常、こうした大胆な改革には、相当のエネルギーが必要とされ、生徒の実態から不安やリスクもあり、教職員の負担増も考慮する中で、実際にはなかなか着手しにくいのも事実であろうと思います。

当たり前とされていることほど、実際に改革するのは容易ではございません。

しかし、学校の運営方法も、時代の要請に応じて変わるべきであり、現在の方法がこれからも不変であるという考え方ではなく、地域や保護者の理解も得ながら、チャレンジをしようとする現場の取り組みは、教育委員会といたしましてもしっかりと支援していきたいと考えているところでございます。

答弁内容（令和元年第3回定例会）

次に、3つ目の「学校は何のためにあるのか」との御質問についてお答えいたします。

まず、「自律的な学び」についてでございます。

御紹介いただきましたように、「学校は子どもたちが、社会でよりよく生きていけるためにある」という考え方には、私も深く共感を覚えるところです。

そのために必要な自律的な学びとは、子どもたち一人一人が主体的に学んでいくということと同義と言えます。自分の興味に基づいて学ぶことは大切ですが、そうした学びは、集団の中で、様々な考え方を認め合い、実行していく過程において身につくものでもございます。

授業における効率を重視し過ぎますと、こうした学びはできません。議員が、知識を詰め込む教育はもう必要とされていないと指摘されましたように、答えが一つでない問題を、いかに考え、話し合い、みんなで納得できる「納得解」に到達させる指導が、今求められております。

その姿は新学習指導要領においても、目指すべき方向として、「主体的・対話的で深い学び」と謳（うた）われているものでございます。

当然、教員におきましては、相当の準備や工夫が必要でございますが、自律的な学びとは、教員が予定した計画にはまらないケースも多々ありますことから、年間を通じたカリキュラムの柔軟さや、学校外の人材の協力などが必要となることも多くございます。

幸い本市には、大学や様々な研究機関がありますことから、こうした「学びの専門家」と、小中学校の教員の協同によりまして、自律的な学びにつながる、豊かな学びの実績を作ってまいりたいと考えております。

次に、「秩序の裂け目がなければ人は考えない」との御指摘についてでございます。

規律を守ることだけ考えていては、人は考えない、多くの規律に縛られないほうが人は考えるという傾向は、確かに日本社会の中に存在しているものと考えております。

しかし、9年間の義務教育のそれぞれの段階で成長していく過程にある児童生徒にとりましては、お互いが規律を守る中、精神的に安定した状況で学校生活ができることが大切と考えます。

私は、学校教育のもつ大きな役割として、子どもたちに一つでも多くの感動体験をさせることがあると考えております。そして、そうした心揺さぶられるような感動体験は、多くの場合、一人だけで体験できるものではございません。

目的や目標を共有した集団の中で、切磋琢磨したり、お互いの良さを認め合ったりする中で、思いやりの心と共に、大切な自己肯定感が育っていくものでございます。

その過程におきましては、苦しいことや悔しいことも経験しますが、そうしたことにも立ち向かい、友達と共に乗り越えていくことで味わうことができるものがございます。

そして、そこには、人間関係を共に守り、大切にしようとする秩序が必ず必要となります。

学校における規則や制約を、社会や時代の変化に対応して見直すことや、マニュアルを押し付けるだけでなく、子どもたち自身に考えさせる機会をもつことは必要であります。成長段階に応じた一定の規律に基づく生活の中で学ばせることは、こうした意味からも教育の基本であると考えております。

今回の御質問の中に、「現在の経済界は、かつてのように会社のいうことをよく聞く人材を求めている。」との御指摘がございました。

答弁内容（令和元年第3回定例会）

その御指摘のように、自分で提案し、発想する人材として、社会に出てよりよく生きていけるように育てることが、学校の役割であると私も考えております。

このことにつきまして、先日講演の中で、國學院大學の杉田教授から、興味深いデータをお伺いしましたので、少し御紹介いたしますと、「就職面接時の企業側と学生側に、何が足りないかということについてミスマッチがある」ということです。

学生が自分に足りないと思っておりますのは、「ビジネスマナー」「語学力」「業界の専門知識」「PCスキル」であるのに対し、企業側は、「そんなことは入社してからでも身につく」と感じている。

一方で、企業側が学生に足りないと思っておりますのは「粘り強さ」「チームワーク力」「主体性」「コミュニケーション力」なのだそうですが、学生の方は、「そんなものはもう大丈夫」と思っている。

現実にかこうしたギャップがありますのは、学校で経験する学びの質が大きく影響しているのではないかと考えており、改めて、「学力とは何か」「学校で学ぶということはどういうことなのか」ということの答えが、未だに社会の中でコンセンサスも得ていないのではと感じております。

そのことが、現代の課題でもあり同時に、教育関係者の全てが常に問題意識として持ち続けなければならないことではないかと考えているところでございます。

答弁内容（令和元年第3回定例会）

- 質問者 牛尾議員 ■担当 健康福祉部、生涯学習部
■質問事項 1 地域包括ケア体制推進事業 認知症施策について
(1) 普及啓発・本人発信支援について
ウ 認知症に優しい図書館事業について

■質問要旨

認知症に優しい図書館は、認知症になっても安心して暮らし続けられる街であるために、図書館はどんな立場でどのような機能があればいいのか、図書館こそ認知症になっても安心して暮らし続けられる街の起点になるのではないかと、という視点から川崎市から始まった試みである。例えば、読んだ方が認知症に対する偏見を無くし、希望の持てる本を厳選し、紹介することや、図書館職員に対し認知症サポーター研修を行うことで、認知症の方へ適切に対応することができる職員が増えれば、認知症の方でも安心して居られる居場所としての図書館機能を充実させることができる。

地域包括ケアの中で、介護保険外の貴重なサービス、居場所としても有効であると考えているが、本市の図書館機能の一つとして、部署を超えて認知症にやさしい図書館の取組を行っていくことは、本市の認知症施策にとっても重要であると考えているが、市の考えを伺う。

●答弁

議員からご紹介いただきました川崎市立宮前図書館では、地域包括ケアシステム推進の一環として、認知症に関する図書や認知症を紹介するチラシ等を置いた「認知症の人にやさしい小さな本棚」の設置や、図書館職員が赴いてデイケア施設での読み聞かせなどに取り組んでおられます。

近年、超高齢社会と図書館研究会による「認知症にやさしい図書館ガイドライン」が示されるなど、認知症の方を含めた全ての人にやさしい図書館が求められております。

本市図書館ではこれまでも、カウンターで同じ質問を繰り返したり、貸出カードを来る度に再発行するなど、認知症の方ではないかと思われる利用者に対して丁寧に対応してきており、不定期ではありますが、保健師と連携した認知症に関する本の特集展示や、地域包括支援センターと連携した「認知症サポーター養成講座」、出張おはなし会での認知症に関する本の読み聞かせなどを実施しております。

この他、「がん」に関する情報提供として、中央図書館において、遺伝カウンセラーによる講演会の開催や東広島医療センター、国立がん研究所などが発行しているチラシや冊子の提供を行うなど、健康福祉に関する事業にも取り組んでいるところでございます。

今後は、「がん」に限らず、認知症やその他健康をはじめとした市民が求めているさまざまな情報を、本だけでなく行政や各種機関が発行するリーフレットなどの提供や、必要に応じて相談窓口・専門機関を紹介するなど、市の担当部局や関係機関と連携し実施していくとともに、「認知症にやさしい図書館」研修会への参加、手話研修会の開催など、認知症に特化したものではなく、結果的に全ての人にやさしい図書館を目指して図書館スタッフのスキルの向上を図って参りたいと考えております。

これからの図書館は、本を貸し出すだけでなく、社会のデジタル化が加速している現代であるからこそ、さまざまな知識を求める全ての市民が集いあうための場として、また、必要とされる情報の活用を支援するための情報拠点としての役割が求められております。

今後、市民が集い交流するための空間の確保などの課題を解消しながら、図書館が地域の情報拠点として、市民と市民、市民と情報など、多様なつながりを作り出し、子どもから高齢者まで、市民一人ひとりの生きる力や地域の活力を生み出す場所となることを目指し、こうした取り組みを展開してまいりたいと考えております。

答弁内容（令和元年第3回定例会）

■質問者 片山議員 ■担当 学校教育部
■質問事項 2 子供を育てる環境について

- （2）教員の労働環境改善について
ア 教員の勤務実態について問う
イ 教員の労働環境の改善方法について問う
ウ 教育現場の支援員及び補助員の現在の状況を問う

■質問要旨

かねてより教員の長時間労働は問題視されており、この長時間労働の解消は様々な副産物を得られるのではないかと考える。

ア 教員の勤務実態について問う

現在の教員の超過勤務を含めた勤務実態について伺う。

イ 教員の労働環境の改善方法について問う

現在行っている労働環境の改善に関する取り組みを伺う。

ウ 教育現場の支援員及び補助員の現在の状況を問う

現在、学校に配置している教育支援員と教育補助員は充足しているのか伺う。併せて、今後の計画について伺う。

●答弁

最初に、本市の教員の勤務実態についての質問でございますが、昨年度の入退校記録の集計結果から、市立小中学校教員の時間外勤務の月平均は、小学校で5時間16分、中学校で6時間15分という状況になっております。

ここには、平日の朝に行う登校指導や挨拶運動、放課後に行う授業準備や生徒指導対応、部活動指導、土日の地域行事への参加や部活動指導等が含まれております。

また、職種では、教頭が最も多く、時期では、6月・10月、学校規模では、規模が大きい学校ほど多いという勤務実態がございます。

次に、教員の労働環境の改善方法についてでございます。

本市では、業務改善や働き方改革に向けた取組の一つとして、昨年度から、校務支援システムを導入しております。校務支援システムには、学籍管理、指導要録作成、成績管理・処理、そして、通知表作成などを効率的に処理する機能があり、運用によって教職員の事務的な作業を軽減することができます。

また、部活動指導に関する負担軽減に向けた取組も、より一層推進することとしております。昨年度末に「東広島市立中学校に係る部活動の方針」を策定したところであり、本年度は、本方針に基づき、週当たり2日以上部活動休養日を設定するとともに、部活動時間を平日は2時間程度、休日は3時間程度として、短時間に合理的かつ効果的な活動を行うこととしております。

さらに、教員の事務的な仕事を常時支援する県費のスクール・サポート・スタッフの9名配置に加えて、スクールサポート事業として、97名の退職教員等が、部活動や授業準備などを支援する取組も行っております。

その他、週1日の定時退校日の徹底により、勤務時間の縮減を図ったり、夏休みに3日間の一斉閉庁を実施して、休暇取得を促進することで、教職員の心身の健康の増進を図ったりする取組も行っております。

本市教育委員会では、現在、学校における働き方改革に向けた総合的な取組方針の策定作業を進めているところでございますが、ただ今ご説明いたしました取組や、現在、導入に向けて検討作業を進めている学校給食費の徴収事務等の在り方なども含め、さまざまな視点からこういった取組が効果的であるか、十分に検討し、方針に盛り込んでいくとともに、今後も教員が働きやすい環境を整備してまいりた

答弁内容（令和元年第3回定例会）

いと考えております。

また、管理職がリーダーシップを発揮し、教職員の働き方に関する意識改革を行うとともに、業務改善や働き方改革に向けた取組内容について保護者や地域の理解と協力を得ながら学校運営体制を構築することで、学校における働き方改革をより一層推進してまいりたいと考えております。

次に、教育現場の支援員及び補助員の現在の状況についてでございます。

まず、理科観察実験アシスタントの配置状況でございます。これは理科の専門性を有する大学院生等を理科観察実験アシスタントとして小学校へ配置し、理科授業における観察・実験を充実させることを目的としております。

現在小学校9校に9名の広島大学院生によるアシスタントを配置しており、理科室及び理科準備室などの環境整備が充実するとともに、授業者である教員の観察・実験にかかる準備時間を大きく短縮することができておりますが、学校からの配置要望が高く充足するまでには至っておりません。

次に、英語を母語とする外国人を授業で活用できるよう、外国語指導助手を全小中学校に派遣しております。昨年度夏から外国語指導助手を6名から19名に増員したことにより、これまで以上に小中学校において充実した指導が可能となり、児童生徒及び教員ともに英語に触れる機会が大幅に増加いたしました。

今後は、国の英語専科教員配置の動向を踏まえ、さらなる人員配置等の充実を図ってまいりたいと考えております。

そして、昨年度から、市独自の「東広島スクールサポート事業」といたしまして、学校へ豊富な経験や優れた技能、指導力を有する退職教員等によるスクール・サポート・スタッフを派遣することにより、教職員が子供達と向き合う時間を確保するとともに、教職員の指導力を向上させる取組をスタートしております。

具体的には、幼稚園及び小中学校の要望に応じて、スクール・サポート・スタッフが相談・支援活動を実施するものであり、教科指導全般の支援をはじめ、部活動支援、不登校対策、掲示物の作成、木工等の業務を行っております。

現在の進捗状況でございますが、8月末の時点でスクール・サポート・スタッフ延べ38名を、幼稚園を含む27校に、1,042時間派遣しており、各学校において有効活用しているところでございます。

将来的には、市内全小中学校に常勤する県費のスクール・サポート・スタッフを配置することが望ましいと考えておりますが、当面はこうした様々な支援策を組み合わせ、多面的に学校を支援してまいります。

今後ともスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどをはじめとする支援員及び補助員等を学校へ派遣もしくは配置することにより、チーム学校として、総合的な教育力の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

答弁内容（令和元年第3回定例会）

■質問者 片山議員 ■担当 政策企画部、産業部、生涯学習部

■質問事項

- 3 スポーツ振興について
- (2) 東広島のスポーツ団体等への支援について
- ア 現在の支援内容について伺う
- イ 地域のスポーツ活動の活性化の方向性について問う
- ウ 多文化共生社会におけるスポーツコミュニケーションの必要性について問う
- (3) スポーツツーリズムについて
- ア 東広島におけるスポーツツーリズムの現況について問う
- イ 重点を置くべきスポーツと本市の組織体制の連携方式について問う
- ウ 宿泊施設との連携及び広告宣伝活動の充実について問う

■質問要旨

本市では、昨今、全国大会優勝や準優勝など、目覚ましい活躍をしている地域のスポーツクラブがある。またスポーツは多文化共生社会を円滑に進めるツールであると考えます。

- ア 現在の支援内容について問う
- イ 地域のスポーツ活動の活性化の方向性について問う
地域スポーツの振興に対する市の考えをうかがう。
- ウ 多文化共生社会におけるスポーツコミュニケーションの必要性について問う
外国人とのコミュニケーションのツールの一つとして、スポーツは重要であると考えますが、市の考えを伺う。

今年、本市で東広島サイクルロードレース大会が盛大に行われました。スポーツ事業を通じた街の発展について問う。

- ア 東広島におけるスポーツツーリズムの現況について問う
これまでの実績や現在、行っている取り組みについて伺う。
- イ 重点を置くべきスポーツと本市の組織体制の連携方式について問う
スポーツツーリズムにおいて重点を置くスポーツを伺う。また、スポーツツーリズムの取り組みにあたり、市内の連携体制について伺う。
- ウ 宿泊施設との連携及び広告宣伝活動の充実について問う
スポーツツーリズムの推進にあたっては、スポーツ施設と宿泊施設が連携してパッケージ商品を開発し、広告宣伝していくことも有効と考えるが、市の考えを伺う。

●答弁

まず、「現在の支援内容」についてでございます。

本市のスポーツ活動の中心的団体である東広島市体育協会は、5つの地域団体、22の競技団体、小・中・高校の体育連盟など30団体で構成しており、この東広島市体育協会を通じて加盟競技団体等の活動に応じた助成を行うことで、各競技等の振興を図っております。

また、地域において青少年の健全育成を目的として活動している東広島市スポーツ少年団は、空手、軟式野球、バレー、ソフトボールなど13の競技種目に、76団体、約1,200人の登録があります。このスポーツ少年団にも、その活性化に向けて、各種交流大会等の開催に助成を行っているところでございます。

こうした地域のスポーツ団体等への支援に加え、全国大会等へ出場するトップアスリートに対し、東広島市スポーツ振興奨励金を交付することにより、市内におけるスポーツの競技水準の向上を図っているところでございます。

次に、「地域のスポーツ活動の活性化の方向性」についてでございます。

本市では、平成28年度に東広島市スポーツ推進計画を策定し、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「地域で」スポーツが楽しめるまちづくりを目指すこととしております。

答弁内容（令和元年第3回定例会）

こうした中、地域のスポーツ活動の活性化の方向性につきましては、各団体の活動への助成や全国大会等への出場に対する助成だけでなく、競技人口のすそ野を広げるため、メキシコ選手団をはじめ、プロバスケットボールチームの広島ドラゴンフライズなどのトップアスリートと市民との交流の機会を設け、競技スポーツへの関心を高めているところでございます。

また、市民参加型のイベントとして、体育の日に卓球やバドミントンなど各競技を体験できる「アクアパークチャレンジスポーツ」、小学校区対抗で陸上や球技を競う市民スポーツ大会、約190チームの参加がある新春駅伝など、1年を通し各種事業を開催することで、本市におけるスポーツに取り組む人口の拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、「多文化共生社会におけるスポーツコミュニケーションの必要性」についてでございます。

本市における外国人市民の状況でございますが、8月末時点で7,457人の外国人市民が在住し、総人口に占める割合は県内で最も高い約4%となっております。

また、90を超える国や地域から来られた、多種多様な言語や文化を背景にもつ方々が在住している点も、本市の大きな特徴の一つでございます。

こうした中、本市におきましては、国籍や民族などの異なる人々が、言語や文化、生活習慣の違いに拘らず、誰もが地域社会の一員として心豊かに暮らせる多文化共生のまちづくりに取り組んでいるところでございます。

このためには、まずは交流を通して互いを知り、違いを認め合い、尊重し合うことが重要であると考えております。

議員ご指摘のとおり、こうした交流においてスポーツは言語の違いを超えた世界共通のコミュニケーションツールとして非常に有効であると認識しております。

折しも、来年、2020年東京オリンピック、パラリンピックが開催されることとなっており、本市におきましてもメキシコ選手団の事前合宿を受け入れ、市民との交流を図っているところでございます。

また、市や市内の大学、企業、国際交流団体など30の会員で組織する東広島市国際化推進協議会による外国人市民とのスポーツ交流イベントの実施や、学生や企業が主体となって国際交流フットサルリーグを開催される等、スポーツを通じて交流を深めておられます。

今後も本市の外国人市民は増加することが見込まれておりますことから、さらに異文化理解を促進する必要がございます。そのためにもスポーツを有効なコミュニケーションのツールとして交流機会の創出に努め、引き続き多文化共生のまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、「東広島におけるスポーツツーリズムの現況」についてでございます。

スポーツツーリズムの現況につきましては、本市では、平成30年2月にスポーツツーリズム推進方針を策定し、推進における3本柱として「ゴルフを核としたツーリズム」、「特色あるイベントの実施支援」、「情報共有の仕組みづくり」を掲げたところでございます。

また、平成30年12月に東広島市観光総合戦略を策定し、サイクリングやマリンスポーツ等によるスポーツツーリズムの推進に向けた取組を実施することとしております。

こうした中、今年度におきましては、7月に広島大学周辺で、第1回JBCF東広島サイクルロードレースが東広島サイクルロードレース実行委員会と一般社団法人全日本実業団自転車競技連盟の共催

答弁内容（令和元年第3回定例会）

により盛大に開催され、全国から約350人の自転車レーサーの参加がありました。

本市におきましては、実施に向けた広報等をはじめ、実行委員会への助成を通じて支援をしたところでございます。

大会の当日は、競技参加者だけでなく選手の応援や出展ブースへの買い物客などの来場者があり、交流人口の拡大や地域経済への一定の波及効果があったものと考えております。

次に、「重点を置くべきスポーツと本市の組織体制の連携方式」についてでございます。

スポーツツーリズムとして重点を置くスポーツについては、現在、幅広く検討しているところでございますが、今年度開催されたサイクルスポーツも有効なスポーツの1つと考えているところであり、全国から選手が本市に来られることで賑わいが創出され、それに合わせて本市の競技人口が増えるなどの相乗効果が期待できるようなスポーツを重点にしていきたいと考えております。

スポーツツーリズムの推進に向けての本市の組織体制につきましては、現在のところスポーツツーリズムに特化した検討委員会といった組織を庁内で立ち上げてはおりませんが、スポーツ振興課及び観光振興課など関係各課と情報を共有しながらそれぞれの役割に応じた連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、「宿泊施設との連携及び広告宣伝活動の充実」についてでございます。

こうしたスポーツツーリズムによる地域経済の好循環を生み出すためには、まずもって、本市の目指すツーリズムの需要を把握し、地域が持つ資源とどのように結びつけることができるかを見極めた具体的な戦略が必要であると考えております。

このため、今回のサイクルロードレースによる結果を踏まえ、地域マーケティングの視点から、新たな宿泊施設の必要性やパッケージ商品の造成、広報宣伝に係る調整等も含め、本市の持つポテンシャルを最大限に活かしつつ、地域全体を経営的な視点でプロデュースしていく必要がございますことから、現在設立を目指しておりますDMOの活用も含め、今後の推進方策等を検討してまいりたいと考えております。